

# 昭和六十三年法律第百八号

## 消費税法

目次

第一回 総則（第一条—第二十七条）	第二章 課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条）
第三章 税額控除等（第三十条—第四十一条）	第四章 申告、納付、還付等（第四十二条—第五十六条）
第五章 雜則（第五十七条—第六十三条）	第六章 罰則（第六十四条—第六十七条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則

### （趣旨等）

この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策に要する経費に充てるものとする。

（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

五 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

五の二 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。

六 分割法人 分割をした法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものをいいう。

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供を行う。

八の三 電気通信利用役務の提供 資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五 特定役務の提供 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

八の六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の七 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の八 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の九 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十一 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十二 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十三 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十四 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十五 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

八の十七 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これららの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

十五 様式 資産の譲渡等に該当するものを除く。）には包括遺贈者を含むものとする。

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産であるものをいう。

十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。

十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定による申告書（同法第三条の場合は、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書を含む。）をいう。

十九 附帯税 国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

二十 中間納付額 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による

更正があつた場合には、その申告又は更正後の消費税の額）をいう。

この法律において「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用する一切の行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

この法律において「資産の借受け」には、資産に係る権利の設定その他の者の資産を使用する一切の行為（当該行為のうち、他の者から受け取る電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

（人格のない団体等に対するこの法律の適用）のものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所

三 電気通信利用役務の提供である場合、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地特定仕入れが国内において行われたかどうか

二 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

一 法人が資産をその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

6 保稅地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用をした者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保稅地域から引き取るものとみなす。ただし、当該外國貨物が課稅貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、課稅の対象の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

（納稅義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課稅資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く）

除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ)につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(非課税)  
第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。  
2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。  
(輸出免税等)

第七条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

- 一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- 二 外国貨物の譲渡又は貸付け(前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徵収)に掲げる場合に該当する)ととなつた外国貨物の譲渡を除く。)
- 三 国内及び国外以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- 四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

として政令で定めるもの

前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであるにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)

第八条 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者(外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第

六号（定義）に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条まで（上陸の許可）に規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他の政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行つた場合（政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

4 第一項に規定する物品で、免税購入対象者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け(これらを委託を受け、若しくは媒介のため該当物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させること)を含む。以下この項及び次項において同じことをしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただだし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者(同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。)から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)の経営する販売場(第八項に規定する臨時販売場を除く。)であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をできるものとし、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

一 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

7 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令の規定

。臨時販売場（免税購入対象者）に対し、第一項に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

の合計額（以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額

イ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

認を受けた者が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を第六項に規定する輸出品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

9 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

10 税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

11 第六項に規定する輸出品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

**第九条** 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

12 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

1 個人事業者及び基準期間が一年である法人基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第一項、第二項、第十一項第四項及び第十二条の三第一項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に  
国内において行つた課税資産の譲渡等の対価  
の額の合計額から当該基準期間における売上  
に係る税抜対価の返還等の金額の合計額を  
控除した残額を当該法人の当該基準期間に含  
まれる事業年度の月数の合計数で除し、これ  
に十二を乗じて計算した金額

前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一  
月に満たない端数を生じたときは、これを一月  
とする。

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務  
が免除されることとなる事業者が、その基準期  
間における課税売上高（同項に規定する基準期  
間における課税売上高をいう。第十一条第四項  
及び第十二条第三項を除き、以下この章におい  
て同じ。）が千万円以下である課税期間につき、  
第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載し  
た届出書をその納税地を所轄する税務署長に提  
出した場合には、当該提出をした事業者が当該  
提出をした日の属する課税期間の翌課税期間  
(当該提出をした日の属する課税期間が事業を  
開始した日の属する課税期間その他の政令で定  
める課税期間である場合には、当該課税期間)  
以後の課税期間（その基準期間における課税売  
上高が千万円を超える課税期間を除く。）中に  
国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課  
税仕入れについて、同項本文の規定は、適用  
しない。

5 前項の規定による届出書を提出した事業者  
は、同項の規定の適用を受けることをやめよう  
とするとき、又は事業を廃止したときは、その  
旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税  
務署長に提出しなければならない。

6 前項の場合において、第四項の規定による届  
出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合  
を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から  
二年を経過する日の属する課税期間の初日以後  
でなければ、同項の規定の適用を受けることを

(他の法律又は条約の規定により消費税が免されるものを除く。第九項、第十二条の二第三項及び第十二条の四において同じ。)の保税地域からの引取り(以下この項、第十二条の二第二項及び第十二条の三第三項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、前項の規定にかかるらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第四項の規定による届出は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようどし、又は受けることをやめようとすると課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合に

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

4 3 2 1

第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者は法人が同項の特定期間中に支払った所得税法第二百三十二条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 事業者その年の年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除了した金額の合計額を控除了した残額をいう。

の合計額（以下この項及び第十一條第四項に

7  
やめようとする旨を記載した届出書を提出する  
ことができない。

（前項又は前事業年度等における課税売上高に  
おける同項の規定の適用に関し必要な事項は、  
政令で定める。）

（その事業年度の基準期間に含まれるものその他政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5

前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（相続があつた場合の納税義務の免除の特例）

**第十一条** その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千円以下である相続人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千円を超えるときは、当該相続人のその年ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（合併があつた場合の納税義務の免除の特例）

**第十二条** 合併（合併により法人を設立する場合の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

項において同じ。)と各被合併法人の当該合併法人的当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額(当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他の政令で定める場合は、政令で定める金額)が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

〔分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例〕

**第十二条** 分割等があつた場合において、当該分割等を行つた法人(以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。)の当該分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人(以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。)の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了日のまでの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3 定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

新設分割子法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分比五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

い。第9条第1項本文の規定は、適用しない。

吸收分割があつた場合において、分割法人の事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該吸收分割があつた日の属する事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）の当該吸收分割があつた日から当該吸收分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

分割承継法人の当該事業年度開始の日の前日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸收分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一 新設分割

二 法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（その新たな法人の設立の時において当該資産の出資その他の当該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。）をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

第十

**新設法人の納稅義務の免除の特例**  
**十二条の一** その事業年度の基準期間がない法

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)  
**第十二条の三** その事業年度の基準期間がない法

人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法人その他の専別表第一に掲げる資産の譲渡等を行ふことを目的として設立された法人で、政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百公圓の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な關係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国庫又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の其の準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十二条の免除

特例)  
の四 事業者（第九条第一項本文の規定

により消費税を納める義務が免除される事業者（を除く。）が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り（以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（他の者との契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造（以下この項及び次項において「建設等」という。）をした高額特定資産（以下この項において「自己建設高額特定資産」という。）にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合（第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。）には、当該高額特定資産の仕入れ等の日（次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特

おいて「解散法人」という。)がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみ

一定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一項第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

一 高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。）当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二 自己建設高額特定資産 当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日

事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものと含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。）について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれららの規定の適用を受けた課税期間（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十二条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第十五条 法人課税信託（前条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。）ことに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

4 固有事業者（法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）のその課税期間に係る基準期間における課税売上高について、第九条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該固有事業者の当該課税期間の基準期間における課税売上高として第九条第二項の規定により計算した金額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応

する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額受託事業者のその課税期間における基準期間における課税売上高については、第九条第二項の規定にかかわらず、当該課税期間の初日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間における課税売上高が千円以下である課税期間に限る。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の四までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高(同条第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する合計額)、第十一条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高については、第九条の二第二項若しくは第三項、第十一条第四項又は第三十条第六項の規定にかかわらず、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

8 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者である場合に限り、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間について、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「受託事業者(第十五条第三項に規定する受託事業者をいい、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)」のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託(第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。)の固有事業者(同条第四項に規定す

る固有事業者をいい」と、「その納税地を所轄する税務署長にその」とあるのは「その」と、「(二)の項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)とあるのは「この項の規定の適用を受ける事業者である場合には、当該初日の属する当該受託事業者の課税期間」と、同項各号中「当該事業者」とあるのは「当該受託事業者」とする。

一 前項の固有事業者が、同項に規定する初日の属する当該固有事業者の課税期間(以下この項において「固有課税期間」という。)につき第三十七条の二第一項に規定する選択被災課税期間である場合において当該選択被災課税期間につき同項の承認を受けたとき前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者であつたものとみなす。

二 当該固有課税期間が第三十七条の二第六項に規定する不適用被災課税期間である場合において当該不適用被災課税期間につき同項の承認を受けたとき前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者でなかつたものとみなす。

三 受託事業者についての第四十二条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る從前の信託である法人課税信託に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとする。

四 受託事業者については、第九条第四項から第十九項まで、第十一条から第十二条の四まで、第三十七条第三項から第八項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。

五 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託

資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「の条において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る消費税については、主宰受託者は、その消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「消費税法第十五条第一項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）」に規定する法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第十三項に規定する連帯納付の責任に係る消費税の徴収」と、「その国税の納稅地」とあるのは「当該消費税の納稅地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であったとした場合における当該消費税の納稅地」とする。

前各項に定めるもののほか、法人課税信託の併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者についてのこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例）

**第十六条** 事業者が所得税法第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期又は法人税法第六十三条第一項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けたため当該リース譲渡に係る対価の額につきこれららの規定に規定する延払基準の方針により経理することとしているときは、当該リース譲渡のうち当該リース譲渡に係る賦払金の額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該リース譲渡に係る対価の額から控除することができる。

前項の規定によりリース譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該リース譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ當該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間又は三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了日の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるものほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割によりリース譲渡に係る事業を分割承継法人に承継させた場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合におけるリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 個人事業者が、所得税法第三百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る収入及び費用の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基となる資産の延払条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）

**第十七条** 事業者が所得税法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四条第一項（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期大規模工事（以下この条において「長期大

き資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。

事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人税法第六十四条第二項に規定する工事（以下この条において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行つたものとされて、当該事業者がこれららの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができます。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

第一項又は前項本文の規定の適用を受けた事業者が第一項の長期大規模工事又は前項の工事の目的物の引渡しを行つた場合には、当該长期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間においてこれらの規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係



渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地とする。

(法人の納税地) 第二十二条 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

二 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等の所在地

(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(納税地の指定)

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入の状況からみて当該資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかるわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができる。

第二十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の指定の处分の取消しがあつた場合においても、その处分の取消しは、その取消しの対象となつた处分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその处分に係る事業者の納税地としてその消費税に関する申告、申請、請求、届出その他の書類の提出及び納付並びに国税局長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた处分を除く。)の効力に影響を及ぼさないものとする。

(法人の納税地の異動の届出) 第二十五条 法人は、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地に異動があつた場合

合(第二十三条第一項の指定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。)には、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(外国貨物に係る納税地) 第二十六条 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地からの引取りに係る消費税以外の消費税等(輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地)

第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

(輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

(第三章 税額控除等)

第三十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は

二 第四条第五項第一号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

三 保稅地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書(同条第三項の場合を除く。)又は同条第二項の規定によると申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物(第六項において「一般申告課税貨物」という。)を引き取った日

四 保稅地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合(当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定(国税通則法第二十一条(決定)の規定による決定をいう。以下この号において同じ。)があつた場合を含む。以下同じ。)当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関する決定」という。)の通知を受けた日

五 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 いに掲げる金額に口に掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保稅地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書(同条第三項の場合を除く。)又は同条第二項の規定によると申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物(第六項において「一般申告課税貨物」という。)を引き取つた日

四 保稅地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合(当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定(国税通則法第二十一条(決定)の規定による決定をいう。以下この号において同じ。)があつた場合を含む。以下同じ。)当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関する決定」という。)の通知を受けた日

五 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 いに掲げる金額に口に掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

二 当該割合を用いて前項第一号口に掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

4 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第一号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を

対価の返還等の金額（当該課税期間中に執行された第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額のうちで当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めることにより計算した割合をいう。

記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者

二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十二条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜き対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額を

三 本支払対価の額  
特定課税仕入れに係るものである旨  
課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取った年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告書に関する決定の通知を受けた日）

ロ 課税貨物の内容

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第三号において同じ。）又はその合計額

第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行つた年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

三 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月

する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類の作成者の氏名又は名称  
ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称  
ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合は、当該一定の期間）

二 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
本 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があ

二 資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相手當する額を含む。) 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕人計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)  
イ 書類の作成者の氏名又は名称  
ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物等に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称  
ロ 課税仕入れを行つた年月日

二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称  
ロ 特定課税仕入れを行つた年月日

三 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨  
ト 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日(課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取つた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)

ロ 課税貨物の内容

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地代に相当する額を除く。次項第三号において同じ。)又はその合計額

九 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

一、事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。)を行う他の事業者(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売り又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項(当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項)が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称  
ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額が当該相成する場合には、当該一定の期間)

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

二、課税資産の譲渡等の対価の額(当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額が当該相成する場合には、当該相成する額を含む。)

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

二、事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕人計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)

イ 書類の作成者の氏名又は名称  
ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称  
ハ 課税仕入れを行つた年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合は、当該一定の期間)

二、課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

三、課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸入の許可をいう。)がある



規定の適用がある場合には、同号口に掲げる残額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に同条第二項第一号口に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額から課税貨物につき合を乗じて計算した金額(当該課税期間において第一項第三号の規定の適用がある場合は、同号に定める残額)から課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。

第三項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合に係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)  
第三十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間（当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。）の属する課税期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）における第三十条第二項に規定する課税売上割合（当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項において同じ。）に対して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に対して著しく減少した場合として政令で定める場合は該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に

課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

課税期間の仕入れに係る消費税額から控除した後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。第一 第三年度の課税期間の末日において有する額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産（以下この号において「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）（以下この号及び次号において「調整対象基準税額」という。）は当該仕入れ等の課税期間における第三十条第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間において同条第一項の規定により当該保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

二 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

前項に規定する比例配分法とは、第三十条第二項第一号ロに規定する課税売上割合（以下この項において「課税売上割合」という。）を垂らして計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を合算して当該第三年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課

課税仕入れ等の税額（以下この項において「調整対象税額」という。）につき第三十条第一項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等のみをするものとして仕入れに係る消費税額を計算した場合において、当該事業者は（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらとの引取りの日までの期間

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過するまでの期間 調整対象税額に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額  
(居住用賃貸建物を課税貨物に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

**第三十五条の二** 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業の仕入れに係る消費税額の調整)

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡としたとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

者を除く。)が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。)が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間(次項及び第三項において「調整期間」という。)に別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用(第三項において「課税賃貸用」という。)に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

4 居住用賃貸建物について第十二条の四(第三項)の規定の適用を受ける場合における前三項の規定の適用その他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)

3 第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸建物割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めることにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。）に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合とし物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合とし物令で定めるところにより計算した割合をい

に限る)の事業を承継した場合において、当該被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が消費税を納める義務が免除されていて期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保稅地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引き継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併若しくは分割があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合

3 おいて譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらは、棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

4 個人事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が相続により被相続人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）の事業を承継した場合又は法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により被合併法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）の事業を承継した場合又は法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）が分割により分割法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人

合において、同項の規定の適用を受けることとなる。なつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で、棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額は、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

**第三十七条** 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納稅地を所轄する税務署長に規定する基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二、当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二、当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十九条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十九条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一、当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合に同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二、当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の

二 第二項に規定する調整対象固定資産の仕入  
れ等の日の属する課税期間の初日から同日以  
後三年を経過する日の属する課税期間の初日  
の前日までの期間

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定す  
る場合に該当するとき（前二号に掲げる場合  
に該当する場合を除く。）高額特定資産（同  
項に規定する高額特定資産をいう。以下この  
号及び次号において同じ。）に係る同項に規  
定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する  
課税期間の初日から同日（当該高額特定資產  
が同項に規定する自己建設高額特定資産であ  
る場合にあつては、当該自己建設高額特定資  
産の建設等（同項に規定する建設等をいう。  
同号において同じ。）が完了した日の属する  
課税期間の初日）以後三年を経過する日の属  
する課税期間の初日の前日までの期間

四 当該事業者が第十二条の四第二項に規定す  
る場合に該当するとき（前三号に掲げる場合  
に該当する場合を除く。）高額特定資産であ  
る棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定  
する調整対象自己建設高額資産について前条  
第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税  
期間の初日から同日（当該調整対象自己建設  
高額資産の建設等が調整適用日（これらの規  
定に規定する場合に該当することとなつた日  
をいう。）の前日までに完了していない場合  
にあつては、当該建設等が完了した日の属する  
課税期間の初日）以後三年を経過する日の属  
する課税期間の初日の前日までの期間

前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げ  
る場合に該当することとなつた場合において、  
同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象  
固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定す  
る高額特定資産の仕入れ等の日又は同項第四号  
に規定する調整適用日の属する課税期間の初日  
から同項各号に掲げる場合に該当することとな  
つた日までの間に第一項の規定による届出書を  
その納税地を所轄する税務署長に提出してい  
ときは、同項の規定の適用については、その届  
出書の提出は、なかつたものとみなす。

を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出書は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとすると課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)

**第三十七条の二** 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。)が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間(その基準期間における課税売上高が五千円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。)につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内(当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第45条第一項の規定による申告書の提出期限





び第十一項において「六月中間申告書」といふ。を提出することを要しない事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に、(同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。)については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

10 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

11 第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

12 第一項から第七項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合)

第四十二条の二 国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による申告に関する期

限の延長により、中間申告書(前条第一項、第

四項又は第六項の規定による申告書をいう。以

下この章において同じ。)の提出期限と当該中

間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項

の規定による申告に関する期

限の延長により、中間申告書(前条第一項、第

四項又は第六項の規定による申告書をいう。以

下この章において同じ。)の提出期限と当該中

間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項

の規定による申告に関する期

限の延長により、中間申告書(前条第一項、第

四項又は第六項の規定による申告書を提出する(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第四十三条 中間申告書を提出すべき事業者が第六項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかるわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

四十二条第一項に規定する一月中間申告対象期間に規定する申告書で第四十三条第一項各号

間、同条第四項に規定する三月中間申告対象期間又は同条第六項に規定する六月中間申告対象期間(以下この項において「中間申告対象期間」という。)を一課税期間とみなして当該中間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額、特定課税仕入に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額、特定課税仕入に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れ等の税額をいう。以下この項において同じ。)の合計額を添付しなければならない。

13 一 当該課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。) 二 課税標準額に対する消費税額 三 当該中間申告対象期間を一課税期間とみなした場合に前章の規定により前号に掲げる消費税額から控除をされるべき第四十五条第一項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額 一 第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合(第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。(中間申告書の提出がない場合の特例)

二 当該課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。) 一 第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合(第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。)には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)

三 第四十五条 事業者(第九条第一項本文の規定による課税標準である金額の合計額並びにそれに係る課税標準額から控除をされべき第四十五条第一項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額)と同一の課税標準額から控除をされべき第四十五条第一項各号又は第六項各号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が納付額を控除した残額に相当する消費税額を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間申告書を提出した場合に、当該課税期間につき中間申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

二十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

三十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

四十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

五十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

六十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

七十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十一 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十二 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十三 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十四 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十六 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十七 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十八 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)

八十九 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ

ての確定申告)



3 説務署長は、前項の申請書の提出があつた場合

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)

れた担保の額を超えない範囲内において、その納期限を二月以内に限り延長することができ  
る。

とができる。  
4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合に、二つの申請につき承認又は却下の決定を下す。

課課税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項のうち財務省令で定

前項第一号に掲げる事項その他の規程を定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日ににおいてその承認があつたものと、当該期間を同様の期間として見做す。旨をこの

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税貨物につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末

6  
和義義長は、第一回の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合に

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付）  
**第四十八条** 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四項第一号又は第六項第一号に掲げる金額（第四

7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分の効果が生ずるものとする。

十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付

前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨そ

しなければならない。  
（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて  
の確定申告による納付）

ばならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間二つ一には、同項の承認の処分

（税額の申告等）  
及び税額の申告等）

（引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等）  
**第五十条** 第四十七条第一項の規定による申告書

する者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、次に掲げる事項を記載して旨書を脱開長

を提出した者は、当該申告に係る課税貨物を保有する地から引き取る時（同条第二項の場合にあっては、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同条第一項第一号に掲げる消費税額の合計額に相当する消費税を国に納付し

名ごとの数量及び課税標準である金額（次号において「課税標準額」という。）

2 なければならない。  
保税地域から引き取られる第四十七条第三項  
に規定する課税貨物に係る消費税は、同項の税  
関長が当該引取りの際徴収する。





別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

國若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者

を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかるらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額として同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る

業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課

税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

國又は地方公共団体が一般会計に係る業務と

して事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

前各項に定めるもののほか、國若しくは地方

公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）

又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定める

ものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六

項又は第四十五条第一項の規定による申告書の

提出期限の特例、その他國若しくは地方公共團

体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団

等に対するこの法律の適用に關し必要な事項

は、政令で定める。

**第六十一条** （財務省令への委任）

この法律に定めるもののほか、この

法律の規定による許可若しくは承認に關する申

請、担保の提供に關する手續又は書類の記載事

項若しくは提出の手続その他の法を実施す

るため必要な事項は、財務省令で定める。

（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）

第六十二条 特定資産の譲渡等（国内において他

の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限

る。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等

に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行

う事業者が第五条第一項の規定により消費税を

納める義務がある旨を表示しなければならな

い。（價格の表示）

第六十三条 事業者（第九条第一項本文の規定に

より消費税を納める義務が免除される事業者を

除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の

譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の

法律又は約定により消費税が免除される

ものを除く。以下この条において同じ。）を行

う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を

行ふ場合を除く。）において、あらかじめ課税

資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示

するときは、当該資産又は役務に係る消費税額

及び地方消費税額の合計額に相当する額を含め

た価格を表示しなければならない。

**第六十四条** 次の各号のいずれかに該当する者

は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者

三 第四十七条第二項の規定による申告書をそ  
の提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 正當な理由がなくて第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消

費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項による還付を受けた者

二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項の規定による還付を受けた者

五 第五十三条第一項若しくは第二項の規

定による還付を受けた者

六 第五十三条第一項若しくは第二項の規

定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十

万円以下の罰金に処する。ただし、情状によ

り、その刑を免除することができる。

一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十

万円以下の罰金に処する。ただし、情状によ

り、その刑を免除することができる。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免

れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物

に対する消費税を免れようとした者







て、新法第九条第一項及び第三項の規定により計算する。

(相続があつた場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置)

第四条 施行日以後に消費税法第十一条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」という。)、同法第十二条第一項若しくは第三項に規定する合併(以下この条において「合併」という。)又は同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」という。)があつた場合における新法第十一条第一項に規定する被相続人に係る基準期間における課税売上高又は新法第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、該基準期間の初日が施行日前であるときは、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第十一条第一項、第十二条第一項の規定を適用する。

2 3

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

に同項の事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行った場合について適用する。  
前二項の規定は、新法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは、「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替えるものとする。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第五条 新法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。施行日前に提出された旧法第三十七条第一項の規定による届出書は、新法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第六条 事業者（新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置

金その他の債権につき、新法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなつた社員による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権については、は一部の領収をすることができなくなつた社員による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る限界控除に関する経過措置）

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）

第十五条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又は仕入れについて準用する。この場合において、附則第七条中「第十八条第一項の個人事業者」とあるのは、「第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体」と、「一の額を収入した日」とあるのは、「を収納すべき会計年度の末日」と、「額を支出した日」とあるのは、「支出すべき会計年度の末日」と、「第三十六条まで」とあるのは、「第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月と読み替えるものとする。

（附則）抄

（平成四年五月六日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（附則）抄

（平成四年五月六日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年十月一日から起算して六月と超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成四年五月六日法律第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年六月三日から施行する。

（附則）抄

（平成四年六月三日法律第六十七号）抄

別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。」を（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（附則）抄

（平成五年五月二一日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成六年六月二九日法律第五十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成六年六月二九日法律第五十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条から第二十四条まで及び第十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

（附則）抄

（平成七年一月一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

（附則）抄

（平成七年一月一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（附則）抄

（平成五年四月一日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成五年四月一日法律第七十三号）抄

（施行期日）

附 則 （平成四年六月二六日法律第八七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成五年五月二一日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）抄

（平成六年六月二九日法律第五十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

（附則）抄

（平成七年一月一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

（附則）抄

（平成七年一月一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（附則）抄

（平成九年四月一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年六月三日から施行する。

（附則）抄

（平成四年六月三日法律第六十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年六月三日から施行する。

（附則）抄

（平成四年六月三日法律第六十七号）抄

（施行期日）

取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

**第八条** 事業者が、適用日前に国内において行った課稅資産の譲渡等（消費稅法第二条第一項第九号（定義）に規定する課稅資産の譲渡等をいう。以下同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費稅法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費稅額の控除）に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費稅法第九条第一項（小規模事業者に係る納稅義務の免除）、第十一條第四項（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）又は第十二条第二項（分割があつた場合の納稅義務の免除の特例）に規定する基準期間における課稅売上高の計算については、なお従前の例による。

（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

**第九条** 新消費稅法第十二条の二（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例）の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。

**第十条** 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他不特定かつ多数の者に対する課稅資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領收している場合において、当該対価の領收に係る課稅資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課稅資産の譲渡等に係る消費稅については、第三条の規定による改正前の消費稅法（以下「旧消費稅法」という。）第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課稅資産の譲渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの（以下この項

において「特定継続供給等に係る課稅資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定したものうち、政令で定める部分の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課稅資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課稅資産の譲渡等に係る消費稅については、旧消費稅法第二十九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十一月三十日から平成八年十月一日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係る課稅資産の譲渡等を行ふ場合には、当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費稅については、旧消費稅法第二十九条に規定する税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つてゐる場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費稅については、旧消費稅法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

5 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他に係る契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課稅資産の譲渡等に係る新消費稅法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費稅額の控除）及び第三十九条第一項（貸倒れに係る消費稅額の控除等）の規定の適用については、新消費稅法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の四」とあるのは「百分の三」と、新消費稅法第三十九条第一項中「百分の四」とあるのは「百三分の三」とす。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課稅資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課稅資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費稅法第三十条第一項（仕入れに係る消費稅額の控除）第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費稅額の控除の特例）及び第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないことをととなつた場合等の棚卸資産に係る消費稅額の調整）の規定の適用については、これらの規定による。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課稅資産の譲渡等を行つた場合は、その相手方に對し当該課稅資産の譲渡等がこれららの規定の適用を受けたものであることにについて書面により通知するものとする。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

**第十一条** 事業者が、適用日前に行つた消費稅法第十五条第一項（割賦販売等に係る資産の譲渡

係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費稅については、旧消費稅法第二十九条（税率）に規定する税率によること。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

**第十二条** 事業者が、適用日前に行つた消費稅法第十六条第一項（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する延払条件付販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものががあるときは、当該賦払金に係る部分の課稅資産の譲渡等に係る消費稅については、旧消費稅法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

**第十三条** 事業者が、指定日から適用日の前日までの間に締結した消費稅法第十七条第一項（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行ふ場合において、当該長期工事に係る工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置

3 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定





おその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)」による改正前の所得税法(次項において「次項において「旧所得税法」という。)」と、「これらの規定による改正前の法人税法(次項において「旧法人税法」という。)」と、「この規定による改正前の法人税法(次項において「旧法人税法」という。)」と、「この規定による改正後の消費税法(平成十年改正税法附則第二十七条の規定による改正後の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における新消費税法第四十三条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条第三項」とあるのは、「第十六条第三項及び法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十七条の規定による改正前の消費税法第十五条第三項」とする。

5 新消費税法第十六条の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払条件付販売又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

<p>二 第十一条の規定 平成十三年四月一日 (政令への委任)</p> <p><b>第四条</b> 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>附 則 (平成二年三月三一日法律第二〇号) 抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>
--

<p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四个方面とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十一条、第五十八条の二(見出しを含む)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五十五条の改正規定、同法第一百十三条の二を同法第一百三十条の三とし、同法第一百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百十七条の改正規定(「第二百十三条の二」を「第二百十三条の二(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)」、第二百十三条の三に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。</p> <p>(消費税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第十六条</b> 前条の規定による改正後の消費税法第三十条の規定は、同条第一項の事業者が、平成十三年三月一日以後に国内において行う課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用し、同日前に国内において行つた課税仕入れ及び同日前に保税</p>
---

<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二年五月三一日法律第九七号) 抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。</p>
--

<p><b>第六十四条</b> この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)以下の条において同じ)の規定によつてした处分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものゝは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとのみなす。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p><b>第六十五条</b> この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの法律の施行に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>第六十七条</b> この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--



第三十八条第三項の改正規定に限る。)の規定

九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第二百四十六号)の施行の日からハまで略

二 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定(産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。)

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日(以下附則第三条までにおいて「適用日」という。)以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間(以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。)について八条において「課税期間」という。)に適用し、適用日前に開始した課税期間について八条において「課税期間」という。)に適用する。

第二十六条 第六条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、適用日以後最初に開始する課税期間につき新消費税法(以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。)を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかるはず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜き対価の額(消費税法第二十九条の規定は、新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第二十八条第一項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。)の経過措置)の経過措置)

第二十七条 新消費税法第十九条(第一項第三号)の二又は第四号の二の規定による届出書に係る年又は事業年度(同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。)の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度(同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、これらの規定に定める期間)について適用する。

第二十八条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間について八条において「課税期間」という。)を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかるはず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)の経過措置)

第二十九条 新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜き対価の額(消費税法第二十九条の規定は、新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始した場合については、なお従前の例による。)の経過措置)

第三十条 新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日前に開始する場合等の届出に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

く。)までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続(合併、分割等又は吸収分割(以下この条において「相続等」という。)があつた場合において「相続等」による。)が適用する場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお従前の例による。

第三十一条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの法律の施行に際して必要な経過措置ととされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

く。)までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度において相続(合併、分割等又は吸収分割(以下この条において「相続等」という。)があつた場合において「相続等」による。)が適用する場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年七月一六日法律第一一九号)抄

(施行期日)

第一百三十六条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年五月一六日法律第四三号)抄

(施行期日)

第一百三十七条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年六月一八日法律第九四号)抄

(施行期日)

第一百三十八条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年六月一八日法律第九五号)抄

(施行期日)

第一百三十九条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三一日法律第一一号)抄

(施行期日)

第一百四十条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三一日法律第一二四号)抄

(施行期日)

第一百四十一条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三一日法律第一二五号)抄

(施行期日)

第一百四十二条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号)抄

(施行期日)

第一百四十三条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一五年七月一六日法律第一一七号)抄

(施行期日)

第一百四十四条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三一日法律第一七号)抄

(施行期日)

第一百四十五条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年三月三一日法律第一七号)抄

(施行期日)









「七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附則（平成二十三年五月二十七日法律第五号）抄  
（施行期日）

(消費税率法の一部改正に伴う経過措置)  
**第四十八条** 存続共済会は、消費税率法その他消費  
税に関する法令の規定の適用については、同法

第三第一号に掲げる法人とみなす。

附則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

該各号に定める日から施行する。

**第二条**(老人福祉法目次の改正規定 同法第四章の一を削る改正規定、司法第四章の三

第四章の二とする改正規定及び同法第四十

第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。）に限る

、第四条、第六条及び第七条の規定並びに

則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災）

第四一一条 第四一七条(東日本大震災)  
対処するための特別の財政援助及び助成に

する法律（平成二十三年法律第四十号）附

第一項がたし書の改正規定及び同条各号を  
する改正規定並びに同法附則第十四条の改正

規定に限る。) 及び第五十条から第五十二条  
までの規定 公布の日

討ての規定公布の日

政府は、この法律の施行後五年を目途と  
二の云達の規定にて、又三の規定の範

この法律の規定による改正後の規定の施

ときは、その結果に基づいて所要の措置を

るものとする。

一条 この法律（附則第一条第一号に掲げ

規定にあつては、当該規定の施行前にした

による。

令への委任)  
二条 二の附則に定めるもののほか、二の

## 二、この附則に定めるもののほか、この 旨の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する

（平成二年六月三〇日法律第14号）は、政令で定める。

附 貝(立所二三笠ノ月三〇日) 江街第八  
二号) 抄

<p>3 第二十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」といいう。）第九条の二の規定は、平成二十四年一月一日以後に開始する同条第一項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用し、同日前に開始した同項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、なお前項の例による。</p>
<p>2 平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間における新消費税法第十五条第七項の規定の適用については、同項中「」、第十一条第四项「とあるのは」及び第十一条第四项」と、「及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高について」とあるのは「間にについて」と、「第十一条第四项又は第三十条第六项」とあるのは「又は第十一条第四项」とする。</p>
<p>四月一日</p>
<p>（消費税法の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p>四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日</p>
<p>イから三まで 略</p>
<p>ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定及び定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定</p>
<p>二 略</p>
<p>二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日</p>
<p>イからハまで 略</p>
<p>ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同一条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第五十五条第二項及び第二項の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の規定</p>
<p>四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日</p>

4 新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

5 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第六条の規定による改正前の消費税法第五十四条又は第五十五条の規定による還付金に係る還付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、政令で罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月一〇日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から四まで 略  
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日  
イからニまで 略

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二条第二項の規定

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)  
**第三十二条** 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」といいう。)第五十六条の規定は、施行日以後に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(同法第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限による改正前の消費税法の規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日)が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法(次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。)第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

正の請求について、(一)平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第二項において準用する場合を含む。(以下この項において同じ。)又は第三項の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの方に対して当該調査に係る同条第二項又は第三項の規定による質問又は検査を行つてしたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るもの)及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対し同日以前に行つた同条第一項第一号に掲げる者又は同条第二項の規定による質問又は検査(同日以前におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)(二)この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)





間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。)にあつては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。(以下この項において同じ。)において附則第二条から前条まで及び四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

**第十四条** 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行なった課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）  
**第十六条** 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができないなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。）を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける國若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に元年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間における改正前の消費税法第二十九条に規定す

附則 第施行日前		附則 第施行日前		附則 第施行日前		附則 第施行日前		附則 第施行日前		附則 第施行日前	
三条	二項	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第	五条 第
三十日	三十日	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。	附則第 をいう。
平成二十 六年四月 三十日	令和元年十 月三十一日	定める課 税資産の 譲渡等	定める課 税資産の 譲渡等並 びに特定継 続供給役務 で一部施 行日前から 継続して提 供を受け ているもの その他の政 令で定める 特定課税仕 入れ（消費 税法第五条第 一項に規定す る特定課税 仕入れをい う。以下同 じ。）	一部施 行日	一部施 行日	旧消 費税	第二条 第三条	施行日以 後	施行日以 前	新消 費税	施行日以 前

「経過措置譲渡等」という。又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る元年新消費税法第三十八条第一項、第三十九条第一項及び第三十九条第一項の規定十八条の二第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五第則附		第六第條五第則附				
、 又 は	とする	百分の四	百分の四	百分の八	新消費稅法	に係る
、若しくは	〔百八分の六・三〕とする	〔百分の六・三〕と、 〔百分の七・八〕とあるのは 費稅法第三十八条の二第一項中	百分の八	百分の十	元年新消費稅法 、第三十八条の二第一項及び	又は特定課稅仕入れに係る

第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

**第二** 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

**第十六条の三** 元年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十七条** 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にし

第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。  
（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

**第十六条の三** 元年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十七条** 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞの施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消費税率の引上げに当たつての措置）

**第十八条** 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。  
（政令への委任）

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



税法第九条の二第一項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。)の初日から施行されていたものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高(新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が千円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第一項第五号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第四十条までにおいて同じ)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五十七条第一項に規定する特定課税仕入れをいい。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第六項までとあるのは、「第十二条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第一号中「第十二条又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十二条第一項本項の規定は、適用しない。この場合における課税売上高又は特定期間ににおける課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該特定期間又は当該特定期間の初日から施行されたものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第一項の規定により計算する。

第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において電気通信利用役務の提供(新消費税法第二条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。次項において同じ。)に該当する資産の譲渡等を行つていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかるわらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税

資産の譲渡等の対価の額（新消費税法第二十九条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行つた消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において電気通信利用役務の提供に該当する資産の譲渡等を行つていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかわらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高に二を乗じて計算した金額を特定期間における課税売上高とすることができる。

第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた相続（新消費税法第十条第一項に規定する相続をいう。）により、被相続人の事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十六条第一項の規定により」とする。

第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間に行つた合併（新消費税法第十一条第一項に規定する合併をいう。）又は吸收分割（新消費税法第十二条第五項に規定する吸収分割をいう。）に係る新消費税法第十三条第一項又は第十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「又は第九条の二第一項の規定により」とあるのは、「第九条の二第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十六条第一項の規定により」とする。

（相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置）

るときは、新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2 新消費税法適用日以後に新消費税法第十一條第一項若しくは第二項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは同条第三項若しくは第四項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に對応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新消費税法第十二条第一項から第四項まで又は第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

3 新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が新消費税法適用日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第三十八条 事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行つた課税仕入れのうち国外事業者(新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者(次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

2 前項たゞし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用については、同条第八項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第九項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同号二中「含む。」とあるのは「含む。」及び当該課税資産の譲渡等を行つた者が第五条第一項の規定に基づき消費税を納める義務がある旨」とする。

3 第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもつて代えることができる。

4 国内において電気通信利用役務の提供を行つた登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受ける他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等(第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。)を交付するものとする。

5 前項に規定する請求書等を交付した登録国外事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあつた場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
(国外事業者の登録等)

**第三十九条** 電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者(新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。)は、国税庁長官の登録を受けることがで

2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を旨否する場合を

第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定め

るところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならぬ。

い。  
国税庁長官は、第一項の登録を受けようとす

る国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することが

一 国内において行う電気通信利用役務の提供  
できる。

に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第二号において「消費税に係る事

務所等」という。)を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理(税理士法第二条

第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。)の権限を有する税務

代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人をいう。）がない。

二、当該国外事業者（国税通則法第百十七条第一項）。

一項の規定の適用を受ける者に限る。)が、同項の規定による納税管理人を定めてはなハ

同様の規定は、本規程管理ノルムと一致しないこと。

三 現に国税の滞納があり、かゝる。その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四 当該国外事業者が次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいきし、二該旨に相当する限り）、十二の取消

いすれかに該当した場合に限る——その取消しの日から一年を経過しない者であること。

6  
国税庁長官は、登録国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登

録を取り消すことができる。

二 なくなつたこと。  
当該登録に係る消費税に係る事務所等が国  
内に所在しなくなつたこと。

三 当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいいう。）が提出されていないこと。

四 当該登録国外事業者（国税通則法第百七十二条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

五 消費税につき国税通則法第百七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

六 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

七 事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前条第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。

八 国税庁長官は、前三項の処分をするときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署の旨を通知する。

九 国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該変更後の国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

一〇 登録国外事業者が、第一項の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限る。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

一一 登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に

は、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。

国税庁長官は、第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところによつて、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日前においても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。

国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、平成二十七年十月一日前においても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（登録国外事業者が死亡した場合における手続等）

第四十条 登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納稅地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四ヶ月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。

3 相続により登録国外事業者の事業を承継した相続人（国外事業者に限り、登録国外事業者を除く。）の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該相続に係る登録国外事業者が死亡した日の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日までの期間（次項及び第五項において「みななし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、前二条（前条第十項を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みななし登録期間中は、当該登録国外事業者に係る前条第四項の規定による登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4 前項の規定の適用を受ける相続人（新消費税率第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）がみななし登録期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみななし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

6 国税庁長官は、第二項又は前項の規定により、当該登録がその効力を失った旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

7 前各項に定めるものほか、この条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

**第四十一条** 事業者が、新消費税率適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき、新消費税率適用日以後に新消費税率第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。（特定課税仕入れに関する経過措置）

**第四十二条** 国内において特定課税仕入れを行なう事業者の新消費税率適用日を含む課税期間以後の各課税期間（新消費税率第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）において



並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一項、第三十九条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三百三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則（平成二八年三月三日法律第一五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十八年五月一日

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日  
イ及びロ 略

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第十三条の規定 平成二十九年一月一日

四 から七まで 略

七の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年七月一日

七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日  
イから二まで 略

ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日  
イ 第五条の規定（同条中消費税法第一条第十四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（第十二条の三）を「第十二条の四」に改める部分に限る）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（第五十七条の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規

第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号の改正規定（（別表第二）を「（同表）」に改める部分に限る）及び同表第十二号の改正規定（（別表第二）を「（別表第二）の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第一百二十八条の二において「五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第六百六十五条の規定

口及びハ 略

二 第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十五条の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（（第十二条の三）を「第十二条の四」に改める部分に限る）、同条第七項の改正規定、同法別表第三十六条第一項の改正規定及び同法附則第三十八条から第四十条までの改正規定並びに附則第一百五十三条の規定

（二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十二条** 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第七条の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）（同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（（別表第二）を「（同表）」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（（別表第二）を「（別表第二）の二」に改める部分を除く。）による改正後の同法（以下附則四十条までにおいて「二十八年新消費税法」という。）第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行つた場合（同項に規定する自己建設高額特定資産にあつるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施

行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業者が平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合については、二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定は、適用しない。

3 施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「五年施行日」という。）の前日までの間における二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」であるのは、「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

（恒久的施設又は国外事業所等で受けける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置）

**第三十三条 第五条の規定（同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る。）による改正後の同法第四条第四項ただし書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）が行う特定仕入れ（消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお従前の例による。**

（元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

**第三十四条** 事業者が、令和元年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」という。）から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「元年軽減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第一号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第一号に規定する飲食料品に該当するも

のに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・一四とする。

一 飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒類に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週間に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

2 年適用日から五年施行日の前日までの間ににおける消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び元年適用日以後に国内において事業者が行う課税

前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用についてでは、前項前段の規定による読替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が元年軽減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 消費税法第三十条第九項第一号ニに掲げる記載事項

第一項の規定の適用を受ける元年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十三条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他の前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

**第三十五条** 事業者が、元年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第七号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十一年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十一年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で元年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち元年適用日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、前項第一項の規定は適用しない。

2 前項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

**第三十六条** 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等の時

適用対象期間（その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。）が五十万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十号。以下この項及び次項第一号において「二十二年消費税法改正法」という。）附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭とは金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において同じ。）を税率の異なることに区分して合計額を乗じて計算した金額（以下この項において同じ。）を減税額の合計額から軽減対象税込売上額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（元年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

2

二 当該適用対象期間における通常の事業を行ふ連続する十営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する十営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の税込価額の合計額と前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額と並んで、元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受け場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等税軽減仕入割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（元年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次条第一項において同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税率（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（同条第一項及び附則第四十条第一項において「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、元年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として元年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の輕減売上割合又は第二項の小売等輕減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該輕減売上割合又は当該小売等輕減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となるべき課税資産の譲渡等の事実に基づき同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における輕減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6

一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。)に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百分分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額(同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。)の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

消費税法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れを行つた適用対象期間における小売等軽減売上割合を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」といいう。)に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百分分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び

第九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

方法その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分すること  
困難な中小事業者に対する経過措置)

**第四十条** その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税

法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税  
目録又は同項第一項第一号に規定する課税目録

期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を

経過する日までの日の属する課税期間に限る。  
次項及び第三項において「適用対象期間」とハ

う。中に国内において行つた課税仕入れに係

る支払料金の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取料額を

税率の異なる」とに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間に

つき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載

した届出書を当該課税期間の末日までにその納稅地を所轄する稅務署長に提出したときは、當

該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出してお

其間の初日は三詠和歌長に就占した  
のとみなす。

二十八年新消費稅法第三十七条规定各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間

中に国内において行つた課税仕入れに係る支払額の額を税率の異なる二に区分して合計す

文儀の名を利きの異かる」といは區分して合言で  
ることにつき著しく困難な事情があるときは、

3 同項本文の規定は、適用しない。  
第一項の規定により二十八年新消費税法第三

十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、元手適用日前において、適用対象期

業者は、元年適用日前においても適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

4 前三項に定めるもののほか、この條の規定の  
る。

適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(道名書名丁事業者)を除く。一月一の登録

(過格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

**第四十四条** 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定によ

る改正後の消費税法（以下附則第五十三条まで  
ニシテ「新消費税法」ニシテ）。第五二七条

はおいて「新消費税法」といふ(第五十七条)の二第一項の登録を受けようとする事業者は、

五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、司額の申請書を提出することができる

卷之三

る。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前日（消費税法第九条の二第一項の規定により所轄する税務署長に提出しなければならない。）により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下第五項までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれら

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十一条の二第二項、第十一條第二項から第四項まで、第十二条第一項から第十四項まで若しくは第六項、第十三条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及

び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一條第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間ににおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第二項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。ただし、登録開始日の属する課税期間が五年施行日を含む課税期間である場合は、この限りでない。

前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(五年施行日前に登録国外事業者であった者に関する経過措置)





る特定長期割賦販売等（第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置）

**第四十五条** 新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、令和二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。  
(罰則に関する経過措置)

**第四百四十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定に同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四百四十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成三年三月二九日法律第二百四十四条)抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成三年三月二九日法律第二百四十四条)抄  
(施行期日)

一 附則第三十四条の規定 公布の日  
附 則（平成三十一年三月一九日法律第六号）抄  
(施行期日)

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イからニまで 略

本 第七条の規定及び附則第四十七条の規定  
へからツまで 略

ネ 第三十条中所得税法等の一部を改正する  
法律(平成三十年法律第七号)附則第二十  
八条の改正規定(同条第一項中「平成三十  
五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一  
日」に改める部分及び同条第二項第二号  
に係る部分を除く。)、同法附則第四十四条  
の改正規定(同条第一項に係る部分(「第六項」  
を「第七項」に改める部分を除く。)  
及び同条第三項に係る部分を除く。)及び  
同法附則第八十九条第五項の改正規定並び  
に附則第一百三十八条第一項から第四項まで  
の規定

(高額特定資産を取得した場合等の納稅義務の  
免除の特例に関する経過措置)

**第四十二条** 第六条の規定による改正後の消費税  
法(以下附則第四十六条までにおいて「新消費  
税法」という。)第十二条の四第二項の規定は、  
事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定す  
る事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六  
条において同じ。)が施行日以後に消費税法第  
三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受け  
ることとなつた場合について適用する。

(小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等  
の特例に関する経過措置)

**第四十三条** 新消費税法第十八条第一項の規定  
は、令和四年一月一日以後に開始する課稅期間  
(消費税法第十九条第一項に規定する課稅期間  
(同条第一項又は第四項の規定により一の課稅  
期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下  
附則第四十七条までにおいて同じ。)について  
適用し、同日前に開始した課稅期間について  
は、なお從前の例による。

(居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控  
除に関する経過措置)

**第四十四条** 新消費税法第三十条第十項の規定  
は、令和二年十月一日以後に国内において事業  
者が行う居住用賃貸建物(同項に規定する居住  
用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。)  
に係る課稅仕入れ(消費税法第二条第一項第十  
二号に規定する課稅仕入れをいう。以下この条  
及び附則第四十六条において同じ。)及び同日  
以後に保税地域(消費税法第二条第一項第二号  
に規定する保税地域をいう。以下この条及び附

則第四十六条第二項において同じ。)から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。)に係る課税仕入れ等の税額(消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日前に保税地域から引き取つた居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、事業者が新規二名  
三月三十一日までに締結した契約に基づき同年  
十月一日以後に国内において事業者が行う居住  
用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保  
税地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る  
課税貨物に係る課税仕入れ等の税額について  
は、新消費税法第三十条第十項の規定は、適用  
しない。  
(法人の確定申告書の提出期限の特例に関する  
経過措置)

**第四十六条** 新消費税法別表第一第一第十三号の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例による。

建物の貸付け、資産の譲渡等で新消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの（第六条の規定による改正前の消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行う事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、建物の貸付けに係

(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)について適用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

四年旧消費税法第四十五条の第二項の規定の適用を受ける法人が、附則第三十四条の規定により、新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長がされたものとみなされる場合には、令和四年三月三十一日以後最初に終了する連結事業年度終了日の翌日において当該法人の第七条の規定による改正後の消費税法第四十五条の二第一項の届出書が提出されたものとみなす。

**第四十七条** 令和四年四月一日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）終了日の所属課税期間については、第七条の規定による改正前の消費税法（次項において「四年旧消費税法」という。）第四十五条の二の規定は、なおその効力を有する。

則　附　抄　(令和三年三月三一日法律第一二)  
施行期日

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**附 則**（令和四年三月三日法律第四百三十二条）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
抄号各号に定める日から施行する。

当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。(申告書が到来する消費税について適用する。)  
**(罰則に関する経過措置)**

**第一百三十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。(以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 令和四年一月一日

口 第四条中消費税法第五十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第十二条の規定（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 第四条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する去定申告期限（同法第十条第二項の規定により

一及び二 略  
三 次に掲げる規定 令和五年一月一日  
イ から今まで 略

ニ 第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定及び同法第二十一条の改正規定及び同法第二十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十九条第一項及び第三項の規定

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 第七条中消費税法第八条の改正規定（同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に一項を加える部分を除く。）及び附則第十九条第一項の規定

による改正前の平成二十八年改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年旧消費税法」という。）第五十七条の第二項の申請であつて、この法律の施行の際、平成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の規定によりその例によるものとされる五年旧消費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処分がされていないものについての处分については、なお従前の例による。

**第九十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

1. (施行期日) 別表第一（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二（関係））

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外貨貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第一において「有価証券等」という。）の譲渡

三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務

の提供、所得税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

**四 次に掲げる資産の譲渡**

イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一条）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（同表において「印紙」と総称する。）の譲渡

（環境性能割の納付の方法）、第一百七十七条规定の第一第六項（種別割の徴収の方法）、第一百九十条第三項（道府県法定外普通税の徴紙微収の手続）、第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徴収の方法）、第六百九十八条第三項（市町村法定外普通税の徴紙微収の手続）、第七百条の六十九第三項（狩猟税の徴紙微収の手続）及び第七百三十三条の二十七第三項（法定外目的税の徴紙微収の手続）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。）に規定する条例に基づき指定された者をいう。）が行う証紙（地方自治法第二百三十二条の二第二項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙並びに同法第一百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第二において同じ。）の譲渡

ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「物品切手等」という。）の譲渡

**五 次に掲げる役務の提供**

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他の法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）

（1）登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定

（2）検査、検定、試験、審査、証明及び講習

（3）公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び贈写

（4）裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとし得る役務の提供（裁判その他の紛争の処理）

ハ 裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）、第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）、第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

（外国為替及び外貨貿易法第五十五条の七

（道府県法定外普通税の

二 第百七十九号の規定による障害に関する法律（平成六年法律第百七十九号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

三 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第二百十一号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

四 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの（医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号）並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）

九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百一十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

二 イからハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の八（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）、第七十条第一項（中等教育学

機 構	外 国 人 技 能 実 習	沖 縄 振 興 開 發 金 融	沖 縄 振 興 開 發 金 融	和 四 十 七 年 法 律 第 三十一 号	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫 法 (昭 和 四 十 七 年 法 律 第 三十一 号)	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫 法 (昭 和 四 十 七 年 法 律 第 三十一 号)	別 表 第二 (第六条関係)	
							一 有価証券等 (外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号に規定する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力されている財務省令で定める媒体を含む。)	二 郵便切手類
一 次の表に掲げる法人	印紙 証紙	五 物品切手等	六 身体障害者用物品	七 教科用図書	四 電話 委託者保護基金	三 関係	二 別表第三 (第三条、第六十条、附則第十九条の三)	一 別表第三 (第三条、第六十条、附則第十九条の三)
根拠法	根拠法	根拠法	根拠法	根拠法	根拠法	根拠法	根拠法	根拠法
医療法人 (医療法人規定期会に規定する。)	医療法	医療法人 (昭和二十三年法律第二百五号) 第四十二条の二(第一項 (社会医療法人に限る。))	医療法	医療法	一般財団法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人
公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融	沖 縄 振 興 開 發 金 融	沖 縄 振 興 開 發 金 融	沖 縄 振 興 開 發 金 融	一般財団法人	一般社団法人	一般社団法人	一般社団法人

高压ガス保安協会	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
広域的運営推進機関	広域臨海環境整備センターセンター（昭和五十六年法律第七十六号）	広域臨海環境整備センターセンター（昭和五十六年法律第七十六号）	年法律第二百四号）及び同法（昭和三十九年法律第一百七十号）
公益社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益財団法人	更生保護法人	更生保護事業法	人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社団法人	港務局	港湾法（昭和二十五年法律第十一号）	港務局
公益財団法人	小型船舶検査機構	港湾法（昭和二十八年法律第一百四十一号）	港湾法（昭和二十八年法律第一百四十一号）
公益社団法人	国家公務員共済組合	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）
公益社団法人	合連合会	国民健康保険法	国民健康保険法
公益社団法人	国民年金基金連合会	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）
公益社団法人	国立大学法人	法律（平成十五年法律第二百二十二号）	法律（平成十五年法律第二百二十二号）
公益社団法人	市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
公益社団法人	自動車安全運転センター	自動車安全運転センター（昭和五十年法律第五十七号）	自動車安全運転センター（昭和五十年法律第五十七号）
宗教法人	司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第一百九十七号）	司法書士法（昭和二十五年法律第一百九十七号）
社会福祉法人	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
宗教法人	社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）	社会保険労務士法（昭和四十年法律第八十九号）
宗教法人	社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和二十六年法律第一百二十六号）	社会保険労務士法（昭和二十六年法律第一百二十六号）
宗教法人	支払基金	支払基金（昭和二十二年法律第二百二十九号）	支払基金（昭和二十二年法律第二百二十九号）
宗教法人	連合会（会員に出る）	連合会（会員に出る）	連合会（会員に出る）
投資者保護基金	中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
中小企業団体中央会	地方独立行政法人	地方独立行政法人	独立行政法人の項第一条第一項（目的等）に規定するものに定する個別法
金融商品取引法	地方税共同機構	地方税共同機構	得税法別表第一の一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
士会連合会	地方税公務員共済組合	地方税公務員共済組合	独立行政法人の項第一条第一項（目的等）に規定するものに定する個別法
日本土地家屋調査定所	合連合会	合連合会	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本土地家屋調査士法	日本赤十字社	日本赤十字社	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会	日本中央競馬会	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本電気計器検定所	日本税理士会連合会	日本税理士会連合会	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本土地家屋調査士法	日本赤十字社	日本赤十字社	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本土地家屋調査士法	日本中央競馬会	日本中央競馬会	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）
日本土地家屋調査士法	日本電気計器検定所	日本電気計器検定所	独立行政法人（所）独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法（昭和四十年法律第二百三号）

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年四十九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
日本弁護士会	弁理士法（平成十二年法律第百三十二号）	日本弁護士連合会弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第一百二十一号）	日本水先人会連水先法（昭和二十四年法律第一百二十一号）
日本水先人会連	日本水先人会連（昭和二十四年法律第一百八十五号）	日本水先人会連（昭和二十四年法律第一百三十二号）
農業協同組合連合会	農業協同組合連合会（昭和二十四年法律第一百三十二号）	農業協同組合連合会（昭和二十四年法律第一百三十二号）
農業共済組合連合会	農業共済組合連合会（昭和二十四年法律第一百三十二号）	農業共済組合連（昭和二十四年法律第一百三十二号）
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合連（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）
農業信用基金協会	農業信用基金協会（昭和三十六年法律第二百四号）	農業信用基金協会（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構（昭和四十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法（昭和八年法律第二十一号）	弁護士法（昭和八年法律第二十一号）
機構	水先法	水先法
保険契約者保護機構	輸出組合（組合員に出资をさせないものに限る。）	輸出組合（組合員に出资をさせないものに限る。）
預金保険機構	法律第三十四号	法律第三十四号
労働災害防止協会	労働災害防止法（昭和四十六年法律第七百七十四号）	労働災害防止法（昭和四十六年法律第七百七十四号）
二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で		

前号の表に掲げる法人のうちいづれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの